

はじめに

県南地域の家畜衛生推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年度の家畜疾病の発生状況につきまして特筆すべきは、平成 30 年 9 月岐阜県において豚コレラが 26 年ぶりに発生したことについてです。我が国は、平成 25 年に豚コレラ清浄国となりました。今回アジア系の豚コレラウイルスが国内に侵入して何らかの原因で岐阜県のイノシシに感染し、残念ながら養豚場まで広がってしまいました。更に愛知県のイノシシと養豚場にまで拡散したため、年度内に本県から十数名を現地に派遣し、剝処分作業などに従事しました。ただし未だ終息に至らず、他県への拡散が大変懸念されています。

次に国外に目を向けると、欧州やロシア内にて発生していたアフリカ豚コレラが、現在中国やベトナムで大発生をしております。また、中国、ロシア、モンゴル等において牛、豚等偶蹄類に感染する口蹄疫が継続して発生しています。これら疾病の国内侵入を防止するため、農林水産省は数年前から国内の空港に探知犬を配置する等の対策を講じて検疫体制を強化し、感染が疑われる肉製品の不法持ち込み摘発に鋭意努力しています。しかしながら、完璧に摘発するのはかなり難しく、これらの疾病が国内に侵入するリスクは非常に高くなっています。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、年度内国内では農場発生および死亡野鳥からのウイルス分離はありませんでした。しかし野鳥の糞から低病原性のものが確認されていますので、相変わらず予断を許さない状況に変わりはありません。特に近隣アジア諸国（中国、韓国、台湾等）を中心に高病原性鳥インフルエンザが継続して発生しており、人への感染が懸念され始めています。このため、今年度も「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」の改正を行い、より実効性のある防疫対策に備えたところです。

当所ではこのような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町及び関係団体等の協力を得ながら全対象農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」の更なる遵守、特に消毒の徹底及び異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしています。加えて下都賀及び安足農業振興事務所を中心とした、万一の発生に備えた迅速・的確な初動防疫対応に軸を置き、防疫体制の強化に努めてまいりました。

更に近年消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためには、畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守に加え、関係者一体となった取組が重要です。今後も、畜産農家の皆様、市町、関係機関、関係団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、更なる御支援と御協力をお願いします。

ここに平成 30 年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

平成 31 年 3 月

栃木県県南家畜保健衛生所

所 長 武井 明宏

目 次

I	県南家畜保健衛生所の概要	
1	沿 革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4
II	平成 30 年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	4
(1)	平成 30 年度予防事業成績	4
	○家畜伝染病予防事業実績	5
(2)	牛寄生虫検査成績	6
(3)	放牧牛衛生検査	6
(4)	オーエスキー病	6
(5)	乳汁検査	6
(6)	各種抗体検査成績	7
(7)	その他検査	7
(8)	病性鑑定	9
(9)	家畜自衛防疫指導事業	9
(10)	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	10
2	家畜衛生対策事業	11
(1)	監視・危機管理体制整備対策	11
(2)	慢性疾病等生産阻害疾病低減対策	12
(3)	畜産物安全性確保対策	12
3	動物薬事監視業務	13
(1)	動物用医薬品・医療機器製造販売等業者	13
(2)	動物用医薬品販売業者及び許可業務	13
(3)	動物用医療機器販売業者	13
(4)	薬事監視指導	13
4	その他の事業	14
(1)	診療施設立入調査・指導	14
(2)	家畜人工授精師等立入調査	14
(3)	畜産物等放射能関連緊急対策事業	14
III	平成 30 年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1	肉用鶏飼養農場における伝染性気管支炎ウイルス及び大腸菌の混合感染事例	15
2	同一蜂場における 2 年連続のアメリカ腐蛆病発生事例	16

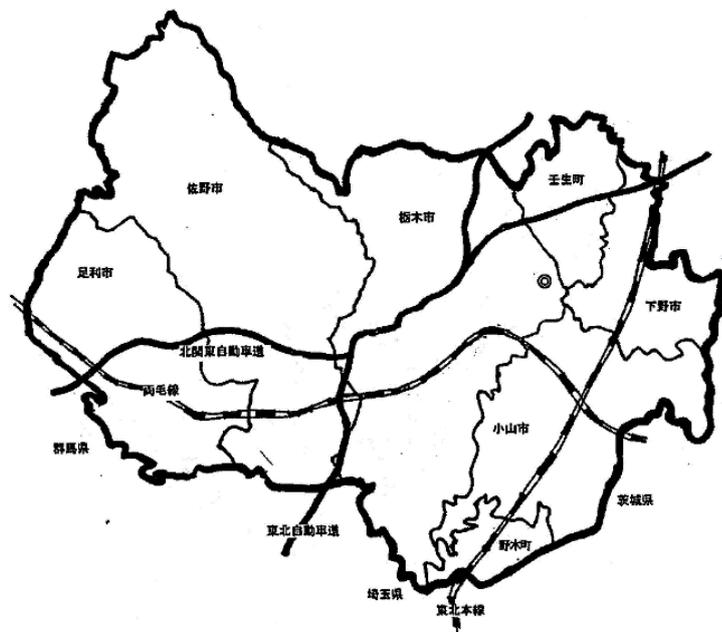
I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和26年 3月31日 栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。
- 昭和41年 4月 1日 機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。
- 昭和43年 3月31日 栃木市箱森町22-27に新築移転した。
- 昭和46年 4月 1日 足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。
- 平成12年 4月 1日 農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。
- 平成20年12月15日 現在地に新築移転した。

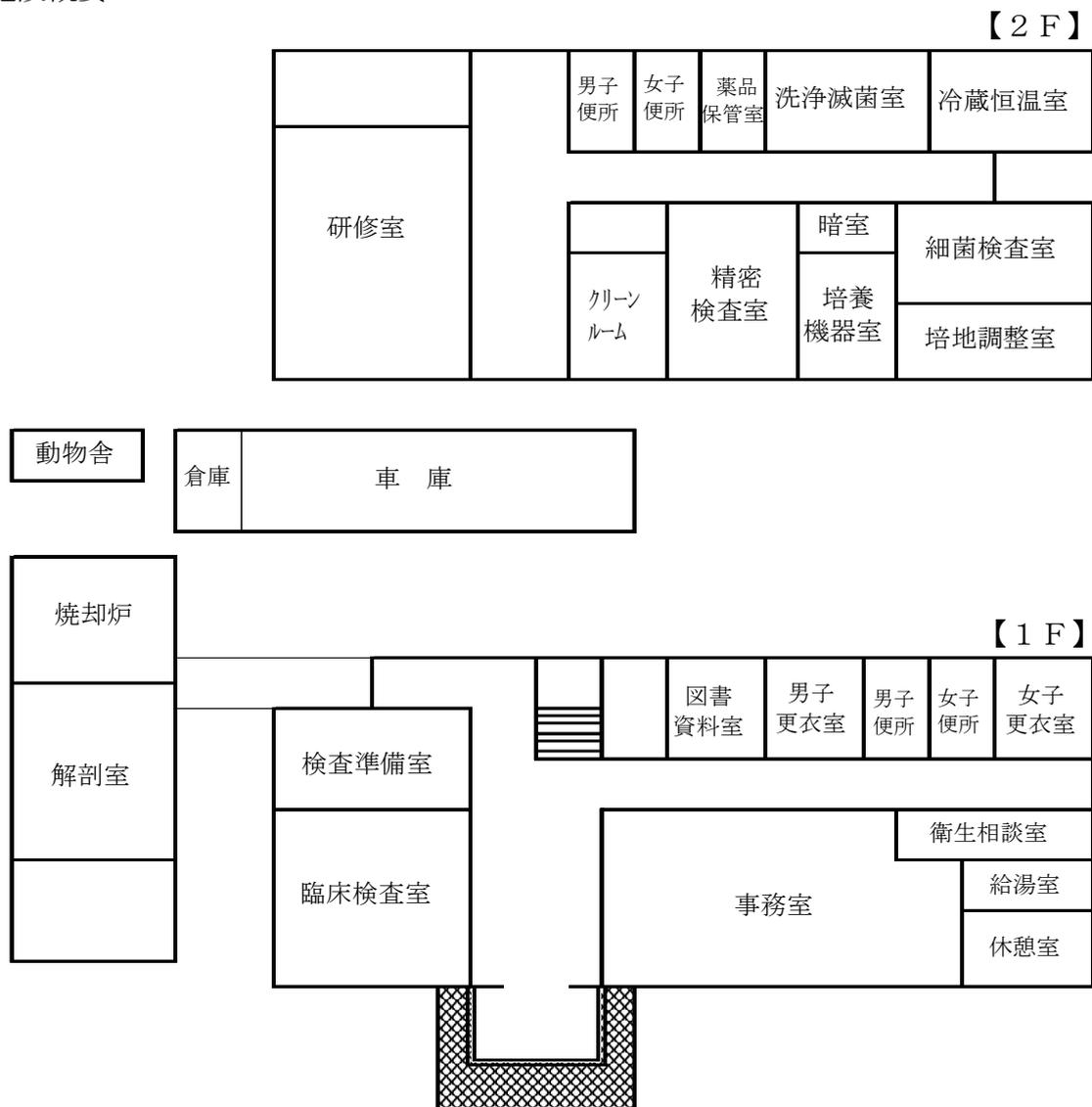
2 所在地

- 〒328-0002 栃木市惣社町1439-20
- 電話番号 0282-27-3611 F A X 0282-27-4144
- 交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に3 km
東北自動車道栃木 I C から東に9 km
北関東自動車道都賀 I C から南に7 Km



- 管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市
- ◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m²

(内訳)

【1 F】事務室 : 108.4 m ²	臨床検査室 : 59.1 m ²	検査準備室 : 32.1 m ²
衛生相談室 : 16.1 m ²	図書資料室 : 21.2 m ²	
【2 F】研修室 : 87.2 m ²	精密検査室 : 44.2 m ²	細菌検査室 : 32.2 m ²
培地調整室 : 20.0 m ²	培養機器室 : 23.6 m ²	暗室 : 6.7 m ²
クリーンルーム : 22.6 m ²	薬品保管室 : 13.5 m ²	洗浄滅菌室 : 29.1 m ²
冷蔵恒温室 : 31.8 m ²		

イ 付属棟 : 202.3 m²

(内訳)

解剖室 : 55.9 m² 焼却炉 : 42.3 m² 動物舎 : 15.0 m² 車庫 : 89.1 m²

4 組織及び業務内容

所 長 武 井 明 宏
 所 長 補 佐 (総括) 萩 原 厚 子

	職 氏 名	主 な 業 務
企 画 指 導 課	所長補佐兼 企画指導課長 竹澤友紀子 副主幹 天谷寛子 主任 杉田裕子 主任 大関綾子	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 畜産環境対策指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 生産衛生管理体制整備 職員の服務 庶務全般 家畜の共進会及び共励会
防 疫 課	所長補佐兼 防疫課長 飛田府宣 副主幹 飯塚綾子 主査 濱谷景祐 主査 芝田周平 技師 牧誉大 技師 矢部翠 技師(代) 鶴淵精一	家畜伝染病及び伝染性疾病の防疫 家畜伝染性疾病の検査及び予防指導 病性鑑定業務 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性阻害疾病低減対策 (牛、豚、鶏) 自衛防疫指導 動物由来感染症監視体制整備 特用家畜の衛生指導 放牧場衛生対策

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

(1)酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は約2,700頭で県内の約5%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約45頭である。

(2)肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあって、飼養頭数は約15,848頭で県内の18.8%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は約128.8頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。

(3)養豚は、飼養頭数は約39,944頭で県内の約10.6%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は約1248.3頭と県平均の半分以下ではあるが、一貫経営及び専業により飼養規模の拡大が図られている。

(4)養鶏は、飼養戸数は県内の約23.6%、飼養羽数は約5%であり、中規模(100羽以上)採卵鶏18戸の1戸当たりの平均飼養羽数は約14,000羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は約16,934羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農家が多い。

(5)馬は、乗馬クラブを中心に16戸約318頭が飼養されている。

(6)養蜂は、70戸約1,580群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 平成30年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1)平成30年度予防事業成績

(ア)牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清浄度の維持を図るため検査を実施した。

(イ)高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

- (ウ)ニューカッスル病：発生予防に重点をおき、ワクチン接種指導、抗体検査等を実施した。
- (エ)腐蛆病：養蜂業者の蜂群及びイチゴハウス内蜂群について、本病の検査を実施した。
- (オ)オーエスキー病：農場の清浄性維持・促進等の目的で抗体検査を実施した。また、本病の浸潤状況を把握する目的で、と畜場出荷豚の抗体検査を実施した。
- (カ)豚コレラ：本病の防疫対策は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。そのため、本病の清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査を実施した。

そのほか、各種疾病の抗体検査等を実施し、家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の発生予防とまん延防止に努めた。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

事業名	実績	検査結果			備考
		－	±	＋	
検 診 ・ 検 査	牛ブルセラ病	397	397		告示 386 告示外 11
	牛結核病	397	397		告示 386 告示外 11
	ヨーネ病	781	781		告示 781
	高病原性鳥インフルエンザ	410	410		告示 410
	腐蛆病	2,203	2,202	1	告示 1580 告示外 623
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	70	70		放牧予定牛
	ピロプラズマ病 (牛タイレリア病)	145	145		放牧予定牛 70 放牧牛（延べ） 75
	牛肺虫症	15	15		

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ病の検査を実施した。

市 町 名	検査戸数／頭数	陽性頭数	備 考
栃 木 市	2戸／11頭	0	
小 山 市	2戸／9頭	0	
壬 生 町	0戸／0頭	0	
下 野 市	1戸／19頭	0	
足 利 市	1戸／14頭	0	
佐 野 市	3戸／17頭	0	
計	9戸／70頭	0	

(3)放牧牛衛生検査

管内公共育成牧場1か所の衛生検査を実施した。

牧 場 名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所 在 地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中	80頭
衛生検査回数	休牧中	10回

(4)オーエスキー病（野外ウイルス抗体識別検査成績）

本病については、栃木県豚オーエスキー病防疫対策実施要領に基づく清浄化対策を講じている。農場の清浄性確認等の目的で抗体検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸 数	17	0	0
頭 数	380	0	0

(5)乳汁検査

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
7	12	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

(6)各種抗体検査成績

ア 牛白血病抗体検査

抗体陽性牛は57.4%に見られ、日常の衛生対策指導及びとう汰等の清浄化対策を指導した。

イ 牛流行熱等抗体調査

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱について、3戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

調査疾病名		戸数	頭数	検査成績・抗体価（頭数）							
牛白血病		33	861	陽性				陰性			
				451				410			
牛流行熱等抗体調査	疾病名	採血月		6月		8月		9月		11月	
		戸数	頭数	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦	<2	2≦
	アカバネ病	3	9	9		9		9		9	
	チュウザン病	3	9	9		9		9		9	
	アイノウイルス感染症	3	9	9		9		9		9	
	イバラキ病	3	9	9		9		9		9	
	牛流行熱	3	9	9		9		9		9	

ウ 豚コレラ抗体検査成績

検査頭数	ELISA法判定	
	－	＋
150	150	0

エ 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）抗体検査成績

検査頭数	ELISA法判定		
	－	±	＋
366	265	0	101

オ 伝染性胃腸炎（TGE）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≦
60	47	0	0	3	10

カ 豚流行性下痢（PED）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≧
60	60	0	0	0	0

キ ニューカッスル病等抗体検査成績

(ア) ニューカッスル病（ND）抗体検査成績

検査頭数	HI抗体価							
	≦10	20	40	80	160	320	640≦	1280≦
260	26	19	32	25	33	43	23	59

(イ) 鶏マイコプラズマ病（MG・MS）抗体検査成績

検査項目	マイコプラズマ・ガリセプチカム			マイコプラズマ・シノビエ		
	+	±	-	+	±	-
検査羽数	410			410		

(7) その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

平成30年度は、3件8羽を検査し、全羽陰性を確認しました（県内12羽検査、全羽陰性）。

イ 豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30年9月9日に岐阜県で豚コレラの発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、緊急に死亡した野生いのししにおける豚コレラの浸潤状況調査を実施しました。平成30年度については5件7頭検査を実施し、全頭陰性を確認しました。

(7)病性鑑定

今年度の病性鑑定は、60件、528頭羽について実施した。乳牛でサルモネラ症、肉用牛で牛白血病、豚でインフルエンザ、みつばちで腐蛆病が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜 種	診断疾病名	件 数	頭羽数	備 考
乳 用 牛	サルモネラ症	1	3	
	牛コロナウイルス病	1	2	
	その他	14	271	
	小 計	16	276	
肉 用 牛	牛白血病	1	1	
	牛大腸菌症	1	1	
	ヒストフィルス・ソムニ感染症	1	1	
	牛コクシジウム病	2	8	
	パスツレラ症	2	2	
	その他	20	194	
	小 計	27	207	
豚	豚インフルエンザ	1	3	
	豚大腸菌症	2	3	
	豚増殖性腸炎	1	2	
	豚サーコウイルス関連疾病	1	3	
	その他	5	20	
	小 計	10	31	
鶏	原因不明	4	10	HPAI陰性
	小 計	4	10	
その他の動物	腐蛆病 (みつばち)	1	1	
	アカリダニ症 (みつばち)	1	1	
	その他	1	2	
		3	4	
合 計		60	528	

(8)家畜自衛防疫指導事業

(公社) 栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

(9)管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病名	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
結核病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	0	4	0	0	2	0	0	1	1

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病名	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
破傷風	0	0	0	0	1	0	0	0	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢・粘膜病	0	3	0	0	0	0	0	0	0
アカバネ病	0	1※	0	0	0	0	0	0	0
牛白血病	0	3	2	0	0	1	2	1	1
牛サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	3
オーエスキー病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚流行性下痢	0	0	0	0	2	0	0	1	0
伝染性胃腸炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝染性喉頭気管炎(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	2	0
マレック病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏痘	0	0	3	1	0	0	0	0	0
サルモネラ症(鶏)	0	0	0	0	0	1	0	0	0
チョーク病(蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アカリダニ症(蜜蜂)	0	0	0	0	1	0	2	0	1

※導入牛で発生

2 家畜衛生対策事業

(1) 監視・危機管理体制整備対策

ア 家畜伝染病防疫対応強化

(ア) 管理基準、防疫指針普及推進

飼養衛生管理の徹底を図るため、会議や講習会において衛生管理指導を実施した。

実施内容	開催回数	出席人数	備考
畜産担当者会議	1	43	市町、農協、共済組合、獣医師、 県関係機関

(イ) 管理基準等の指導、普及、強化

農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の調査及び指導のため巡回を実施した。

実施内容	指導実施農場数 (延べ農場数)	指導実施農場数内訳 (延べ農場数)
飼養衛生管理指導	275 (419)	牛183 (264)、豚31 (50)、鶏49 (93)、 めん山羊11 (11)、鹿1 (1)

イ 家畜衛生関連情報整備対策

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生情報を収集・分析した。また、収集した情報や県内外からの情報を「家畜衛生情報」として関係者に情報提供した。

情報収集：約400件 家畜衛生情報提供：延べ43件

ウ まん延防止円滑化対策

伝染病の清浄維持及び更なる清浄化促進を図るため、農家、市町担当者及び開業獣医師等を対象に防疫措置について会議を開催した。

疾病名	開催回数	出席人数	備考
口蹄疫及び高病原性 鳥インフルエンザ	6	283	市町、県建設業協会、県関係機関
オーエスキー病	1	19	栃木県南部地域豚オーエスキー病防疫協議会

(2)慢性疾病等生産阻害疾病低減対策

経済的損失が大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため調査・検査を実施し、得られた成績をもとに有効な指導・対策を検討するとともに、疾病防疫マニュアル作成の基礎とする。

対象疾病名	畜種	調査戸数	調査頭数	調査項目等
呼吸器病	牛	1	106	疾病発生状況、細菌検査、血液検査、衛生管理状況、出荷成績など
呼吸器病等	豚	1	1,825	

(3)畜産物安全性確保対策

ア 畜産物生産衛生管理体制整備

畜産物の安全性確保のための衛生指導体制を整備し、HACCP（危害要因分析重要管理点）方式による生産衛生管理基準の農家への円滑な導入・普及定着を図るとともに、畜産物に対する消費者の信頼性を確保するため、監視・管理体制のあり方について検討を行った。

畜種	実施戸数	危害因子設定	検討内容
肉用牛	2	注射針の混入 薬剤の残留	一般衛生管理プログラムの確立 HACCP計画の作成

イ 動物用医薬品危機管理対策

(ア) 動物用医薬品の適正使用実態調査

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の規定に基づき、動物用医薬品の使用者（牛1戸、豚3戸）に対し、畜産物への残留防止を図るため、使用状況等の実態調査を実施した。

調査の結果、各農家とも休薬期間を厳守し、問題はなかった。

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

家畜における薬剤耐性菌の発現状況を把握しリスク分析を行うため、病性鑑定検体において対象菌種の薬剤感受性試験及び抗菌性物質の使用状況調査等を実施した。

対象菌種	実施畜種	分離株数
サルモネラ属菌	牛	2

3 動物薬事監視業務

(1) 動物用医薬品・医療機器製造販売等業者

区 分	業 者 数	30 年 度 許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
動物用体外診断用医薬品	1	0	0
動物用医療機器	3	0	1
計	4	0	1

(2) 動物用医薬品販売業者及び許可業務

(平成31年3月31日現在)

区 分	業 者 数	30 年 度 許 可 の 種 類	
		新 規	更 新
店 舗 販 売 業	1	0	0
卸 売 販 売 業	5	0	0
特 例 店 舗 販 売 業	74	1	7
計	80	1	7

(3) 動物用医療機器販売業者及び許可・届出業務

(平成31年3月31日現在)

区 分	業 者 数	30 年 度 許 可 (届 出) の 種 類	
		新 規	更 新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	1	0	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	5 (1)	0	/
計	5	0	0

(4) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、もって適切な動物用医薬品等の供給に寄与する。

区 分	検査件数	指 導 内 容 (措 置) 等
立 入 検 査	31件	医薬品の適正管理、記録類の適正保管

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法及び医薬品、医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

診療施設数	検査件数	指導内容
81	21	劇毒物の適正保管、X線診療に係る記録等

(2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

区分	調査対象数	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	2	1	
家畜人工授精師等	27	9	授精簿記載、保管等

(3) 畜産物等放射能関連緊急対策事業

消費者への安全・安心な畜産物の提供に資するため、県内で飼養されている肉用牛の牛肉中放射性物質について出荷時に検査を実施した。

実施頭数	検査期間	検査機器
3,842頭	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	NaIシンチレーションスペクトロメータ

肉用鶏飼養農場における伝染性気管支炎ウイルス及び大腸菌の混合感染事例

県南家畜保健衛生所

○牧誉大、濱谷景祐

【はじめに】伝染性気管支炎ウイルス(以下 IBV)は、伝染性気管支炎の原因ウイルスであり、鶏に呼吸器症状、腎臓障害及び産卵障害などを起こす。また、細菌が混合感染すると被害が増大することから、養鶏産業において大きな経済的損失を引き起こすウイルスの 1 つである。今回、管内の肉用鶏飼養農場で IBV 及び大腸菌の混合感染例を経験したのでその概要を報告する。

【材料及び方法】平成 29(2017)年 3 月、当所に 4 鶏舎約 34,000 羽を飼養するセミウインドレス、平飼鶏舎の肉用鶏飼養農場から 1 鶏舎約 8,500 羽にて、7 日前から呼吸器症状を呈する個体が散見され、2 日前から死亡羽数が増加したとの届出があった。そこで死亡鶏 5 羽の気管及びクロアカスワブ各 5 検体について鳥インフルエンザ(以下 AI)簡易検査を実施するとともに、死亡鶏 2 羽(以下 No. 1、No. 2)を当所で剖検し、ウイルス学的、細菌学的及び病理組織学的検査に供した。

【結果】農場での AI 簡易検査は、全検体で陰性であった。死亡鶏 2 羽の剖検では、No. 1 で心のう水の軽度貯留、No. 2 で心外膜炎がみられ、共通して気管内にしん出物が貯留していた。ウイルス学的検査では、各種臓器乳剤上清を発育鶏卵の尿膜腔内に接種したところ、No. 1 の気管、腎臓及び消化管、No. 2 の腎臓及び消化管を接種した鶏卵の 2 代目に胚の発育不良が確認された。また、当該鶏卵の尿膜腔液を回収し PCR 法を実施したところ、胚の発育不良が確認された検体に一致して IBV 特異遺伝子が検出された。さらに、IBV の PCR 産物を材料とし、RFLP 法(制限酵素断片長多型)を実施した。検出された 5 つの産物全てが、農場のワクチン株とは異なる JP-III 型に属することが推定され、シーケンス解析により、JP-III 型であることが確認された。細菌学的検査では、No. 1 の主要臓器、No. 2 の肺から大腸菌が分離され、共通して気管拭い液からも大腸菌が分離された。病理組織学的検査では、共通してカタル性気管炎と化膿性心外膜炎が観察された。気管の免疫組織化学的染色では、抗 IBV 抗体でごく少量の陽性抗原を、抗 *E. coli* 抗体で中等量の陽性抗原を検出した。

【考察】本事例の死亡率の増加は、IBV 感染により呼吸器粘膜が障害を受け、大腸菌による二次感染により気管炎及び肺炎を併発し、鶏舎内で呼吸器病が流行したものと推定された。また、届出の 7 日前から死亡羽数増加があったことから農場に対して死亡羽数増加時の早期届出を指導した。さらに、飼養鶏の健康観察を中心とした飼養衛生管理基準の遵守の継続的な指導を行っていく必要があり、ワクチンプログラムの検討が今後の課題である。

同一蜂場における 2 年連続のアメリカ腐蛆病発生事例

県南家畜保健衛生所

○矢部翠、大関綾子、飛田府宣

【はじめに】当所管内の S 市は、いちご栽培の盛んな地域である。いちごの花粉交配には、主に県内外の養蜂場からレンタル又は購入したセイヨウミツバチが用いられている。近年、花粉交配用蜜蜂の供給不足が問題となっており、管内においても、蜜蜂の確保対策として、いちご農家自らが蜜蜂の飼養に取り組む事例が存在する。一方、管内のアメリカ腐蛆病（以下、本病）の発生は、過去 5 年間で 4 件あり、いずれも S 市内のいちご農家が飼養する群であった。そのうち 2 件は同一農家の所有群において 2 年連続して発生した。今回、いちご農家における本病の連続発生の状況を調査する中で、その原因と蜜蜂飼養における衛生管理上の問題点が明らかになったので報告する。

【発生農場の概要】当該農家の蜂群は、2017 年度及び 2018 年度の家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査において、本病を疑う臨床所見が認められたため、巣房内の死亡蜂児を用いて定法により細菌学的検査を実施した。また、2018 年度の 5 条検査後に、業務用冷蔵庫内に冷蔵保存されていた古い巣脾及び巣箱を全て回収し、巣脾（以下、保存巣脾）を同様に検査に供した。

【結果及び考察】2017 年度及び 2018 年度いずれにおいても、死亡蜂児でミルクテスト陽性、直接鏡検によりグラム陽性の有芽胞桿菌を多数確認した。また、分離菌の PCR 検査により *Paenibacillus larvae*（以下、*P. larvae*）特異遺伝子を検出、本病と診断した。なお、保存巣脾から *P. larvae* が分離された。

2017 年度に本病と診断した際、飼養者に対し、養蜂器具類及び蜂場の適切な消毒、異状を認めた際の家保への迅速な届出の徹底を指導した。なお、翌月当所職員が残りの群に異状のないことを確認したが、次年度に再度本病が発生した。今回の聞き取りにより、当該農家では、前年度に蜂が消滅した巣脾及び巣箱を業務用冷蔵庫で保管し、次年度も洗浄・消毒することなく再利用していることが判明した。また、保存巣脾から *P. larvae* が分離されたことから、連続発生の原因は、巣脾に残存していた *P. larvae* の芽胞によるものと考えられた。そのため、飼養者に対し、初回の指導内容に加え、古い巣脾や巣箱の再利用の危険性について説明し、保存巣脾及び巣箱を全て焼却処分した。今回の事例から、蜂群の衛生管理に関する知識の乏しい飼養者に対する指導の重要性が再認識された。いちご生産の盛んな本県として、いちご生産を支える花粉交配用蜜蜂の衛生管理は非常に重要である。今後、管内の飼養者に対し巣脾再利用の実態に関する調査を行うとともに、本病の発生を防ぐための効果的な指導方法を検討したい。